

公募展・コンクール等開催支援事業 募集要項

1 趣 旨

若年層の文化芸術活動を支援することにより、県内の文化芸術活動の活性化を図るとともに、新たな文化芸術の創造へつなげ、将来にわたり本県の文化芸術活動を担う人材を育成することを目的として、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金（公募展・コンクール等開催支援事業）の交付を希望する団体・法人を募集します。

※令和7年度における本事業の実施は、令和7年2月定例県議会における予算の成立を条件とします。

2 募集する取組

1 補助事業の内容	高校生以下の者を対象とした公募展又はコンクール等。 ※高校生以下には、令和7年4月2日から令和8年4月1日の間に18歳以下の年齢に到達する者を含みます。 【要件】 ア 鳥取県内で開催されること。 イ 参加者を特定の団体や教室等の生徒に限らず広く募集し、県内からの参加者が見込めること。 ウ 作品の展示や演奏、演技等の発表を公開すること。 エ 有識者等の審査員による公平な審査を行い、成績優秀者を表彰すること。 【補助対象となる事業期間】 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで ※補助対象となる事業期間以前に実施（完了）した事業は補助対象となりません。
2 補助対象者	鳥取県内に活動の本拠を置く団体又は法人。 ※公共団体や公務員により構成される団体は除きます。
3 補助対象経費	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費、印刷費、広告宣伝費、輸送料、賞状筆耕料並びに審査員に係る経費（謝金、交通費及び宿泊費）。 ※審査員に係る経費以外の経費は、実施又は共催団体（法人）の構成員（構成員が所属する団体、事業者等を含む）以外への支出と認められる経費に限ります。 ※審査員に係る経費の合計額は、交付申請額の1/3を限度とします。 ※交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるもの（広報用チラシなど）については、補助対象経費として認めるものとします。 ※補助対象経費の詳細については、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱 別表3及び様式第2号収支予算（決算）書の注をご覧ください。補助対象経費として挙げられていない経費（例：トロフィーなど副賞の購入費、参加者等との事務連絡に要する消耗品費、郵送代等）は、対象外です。
4 補助率・上限額	10/10（上限額30万円） ※1申請者あたりの年間交付上限額は30万円とします。 ※補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた額とします。

※詳細は、文化政策課ホームページにて、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱をご確認ください。

3 申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けます。ただし、令和7年度事業の受付は、令和7年12月10日（水）までとします。

また、予算の状況により、上記の締切前であっても、新規申請の受付を終了する場合があります。

(1) 申請に必要な書類

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱に基づき、事業開始の20日前までに以下の書類をご提出ください。

- ア 交付申請書
- イ 実施計画書
- ウ 収支予算書
- エ 申請者活動状況調べ
- オ その他申請事業の参考となる資料

(2) 申請書類の入手方法

各様式は、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「5 窓口・問合せ先」へご相談ください。

(3) 申請書類の提出方法

文化政策課まで持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。

※受付の最終日は午後5時必着とします。

※電子メールの場合、万が一、容量やセキュリティの関係で受信できない場合に備えて、メール送信後、メールが確実に受信されていることを、必ず電話で確認してください。

(4) 補助対象事業の決定について

文化政策課において審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

4 その他留意事項

○補助事業で作成するチラシ等の印刷物には、「令和7年度鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金助成事業」と記載してください。

○本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、実績報告をしてください。

5 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

鳥取県地域社会振興部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)

電話 0857-26-7843／ファクシミリ 0857-26-8108

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jidai/>

